

# 廃止

## 新型コロナウイルス感染症に係る今後の工事及び業務の対応について

令和2年9月  
光 市

施工中の建設工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）においては、国が策定した最新の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、今度も気を緩めることなく、引き続き、受注者及び受託者（以下「受注者」という。）には、下記のとおり適切な対応をしていただくようお願いします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等について

- (1) 施工中の工事現場等においては、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底し、元請業者をはじめ、下請業者や技能者等（以下「元請業者等」という。）の健康管理に留意すること。
- (2) 工事現場等では、多人数での作業や打合せをはじめ、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が生じかねない場面も想定されることから、元請業者等施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策や影響緩和の対策を講じること。
- (3) 元請業者等の中に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図ること。また、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策に伴う熱中症リスクの軽減等の徹底を図ること。

#### 2 新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症の罹患や感染拡大防止措置に伴い、技術者等が確保できない場合や資機材等が調達できないなどの事情で現場の工事等を継続することが困難となった場合などが生じたときは、発注担当課に申し出てください。

発注担当課では、受注者からの申し出の内容等を確認した上で、必要があると認められる場合には、工事請負契約書に基づき、工事の一時中止及び設計変更等の対応を行います。

#### 3 参考

国土交通省HPリンク

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」